

第3章

群馬県が目指す食育の方向

第1節 基本理念

食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育む

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」（食育基本法第1条）ことを目的とする食育基本法に基づき、本県の食育推進計画の基本理念「食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育む」は、食育を推進する際の目的の要であり、食育に関するあらゆる施策は、これを踏まえて講じられるべきであることから、第4次計画においても継承していきます。

【基本理念の考え方】

本県の食育推進計画の特徴は、「食」という言葉を、食べ物や食事はもちろん、農作物や食文化、食のコミュニケーション、食環境等も含む幅広い意味を持つ言葉として捉え、「食」に対する「こころ」を育てることを目指しています。

「食」への関心を高め、健康や安全と直接結びついた知識のほか「食」に関する様々な知識を身に付け、これを的確に使いこなす判断力や技術力を養い、「健全な身体」を培うとともに、「食」に関わる人々の苦労や努力を理解し、「食」に対する感謝の気持ちや「食」を大切にする「豊かな心」を育みます。

また、食事を通してマナーを身に付ける等、「社会性」を涵養することを重視した食育に取り組み、その延長として「豊かな人間性」を育てていきます。

基本理念は、「食」を通して県民一人一人が健康に生きるという目的に加え、「食」に対する考え方（こころ）を育てることにより、「食をめぐる諸問題」の解決につながるという考えも含まれます。

第2節 計画の目標

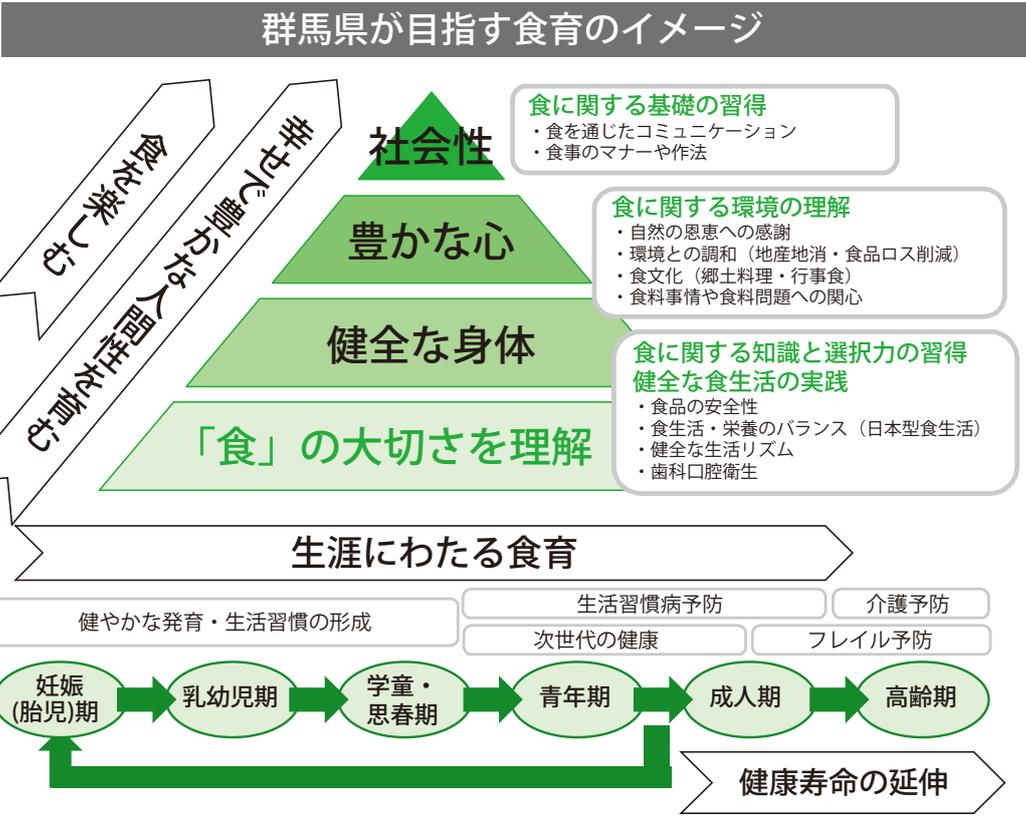
県民の心身の健康を守り、
「健康寿命の延伸」と「幸せ」につながる食育の推進を目指す

【目標の考え方】

人生100年時代を見据え、健康づくりやフレイル予防を推進し県民の健康寿命を延伸することにより、活力ある健康長寿社会の実現を目指します。

また、子どもから高齢者まで全ての県民が健康を大切にする気持ち（こころ）を持ち、健やかでこころ豊かに生活できるよう、食を楽しみ「幸せ」を感じられる食育の推進を図ります。

さらに、「食」をとりまく環境の改善が県民の健康に良い影響を与えることを踏まえ、「食」に関する幅広い分野の関係機関・団体や食品関連事業者等の多様な関係者が、主体的かつ密接に連携・協力を図る中で、朝食摂取・減塩等の推進、食品ロス削減の推進等の食育をあらゆる機会を捉え推進します。



第3節 基本方針

これまでの食育推進の現状と課題を踏まえ、今後の食育の推進に関する施策の3つの基本的な方針を定めました。

1. 生涯を通じた心身の健康を守る食育の推進

家庭における子どもへの食育の推進は、生涯を通じた心身の健康を守り「食」を大切にすることを培う原点であり、今後も更に重要です。

若い世代への食育も、健全な食生活を習慣化し、子どもたちを育て、次世代に「食」の重要性を伝える役割を担うことから引き続き重要です。

また、企業における食育は、若い世代も含む幅広い年代へのアプローチが可能であり、健康に配慮した生活習慣の実践のために重要です。

子どもや高齢者を含む全ての県民が健全で充実した生活を実現できるよう、自分自身の健康や食育に無関心な県民に対しても健康な食事への接点を拡大する等、地域や関係団体と連携・協力を図り、多様な暮らし方に沿った食育を推進します。

2. 持続可能性の視点を入れた、食の循環・環境、食文化を守る食育の推進

環境を守り、食の持続可能性を高めるため、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることについての感謝の心や理解を更に深めることが必要です。食と農業への理解促進・地産地消の推進等により、食料の需要と供給の状況についての理解を深め、生産から消費までの食の循環の中で、生産者を始めとして多くの関係者により食が支えられていることを実感し、実践的な取組が行えるよう食育を推進します。

また、「和食；日本人の伝統的な食文化」が、ユネスコの無形文化遺産に登録されたこと等も踏まえ、食育活動を通じて、伝統的な和食文化を守ります。

3. 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、暮らし方、働き方等が変化し、家庭で食事をとる機会が増加するなど、食の重要性が再認識されると同時に、コミュニケーションの方法が変化しました。

命と暮らしを守る新たな日常（ニューノーマル）においても、より多くの県民が主体的、効果的に食育を実践できるよう、ICT（情報通信技術）や社会のデジタル化の進展を踏まえ、デジタルツールやインターネットも積極的に活用していきます。

一方、デジタル化に対応することが困難な県民に向けても、十分配慮した情報提供等を行います。

●●● **第4節 施策展開のテーマと施策体系** ●●●

本県が目指す食育の基本理念と第4次計画の目標を達成するための、3つの基本方針と施策展開の7つのテーマによる施策体系は次のとおりです。

県民が生涯にわたり、身近な地域で食育を実践できるよう、施策展開のテーマの1～5は、主に市町村を始め地域の多様な食育の担い手による施策とし、6と7はそれらを支える施策として位置付けています。

【基本理念】
食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育む

【計画の目標】
 県民の心身の健康を守り、「健康寿命の延伸」と「幸せ」につながる食育の推進を目指す

- 3つの基本方針**
- 1 生涯を通じた心身の健康を守る食育の推進
 - 2 持続可能性の視点を入れた、食の循環・環境、食文化を守る食育の推進
 - 3 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

施策展開（7つのテーマ）

<p>1. 家庭における食育</p> <ul style="list-style-type: none"> • 生涯を通じた食育の推進 • 基本的な生活習慣と豊かな心を形成するための家庭での「共食」の推進 	<p>2. 学校、保育所等における食育</p> <ul style="list-style-type: none"> • 就学前の子どもに対する育ちへの支援 • 学校給食を通じた食育活動の推進 • 学校における関連教科と連携した食育の推進 • 教育関係者等の人材育成
<p>3. 地域における食育</p> <ul style="list-style-type: none"> • 健康寿命の延伸につながる食育の推進 • 多様な暮らしを支える食育の推進 • 若い世代の食育の推進 • 企業における食育の推進 • 歯科保健活動における食育の推進 • 災害時に備えた食育の推進 	<p>4. 生産者と消費者との交流 環境と調和のとれた農業の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> • 豊かな体験活動・生産者と消費者との交流を通じた食育の推進 • 地産地消の推進 • 食品ロスの削減の推進
<p>5. 食文化の継承のための活動</p> <ul style="list-style-type: none"> • 伝統的な食文化との接点の拡大 • 学校・保育所等や地域の行事などによる伝承活動 	

- 6. 食品の安全性、栄養・食生活に関する調査、研究、情報提供**
- 消費者の食の選択を支援する食品安全や食品表示等の情報発信の強化
 - リスクコミュニケーションの推進
 - 実態調査の実施と活用

- 7. 食育推進運動の展開と社会環境づくり**
- 食育推進運動の展開における連携・協力体制の確立
 - 市町村と一体となった食育推進運動の展開
 - 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進
 - 優良取組事例の発信

食育基本法第19条から第25条の基本的施策を踏まえ、7つのテーマで施策を展開します。

1 家庭における食育



- 1-1. 生涯を通じた食育の推進
- 1-2. 基本的な生活習慣と豊かな心を形成するための家庭での「共食」の推進

2 学校、保育所等における食育



- 2-1. 就学前の子どもに対する育ちへの支援
- 2-2. 学校給食を通じた食育活動の推進
- 2-3. 学校における関連教科と連携した食育の推進
- 2-4. 教育関係者等の人材育成

3 地域における食育



- 3-1. 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- 3-2. 多様な暮らしを支える食育の推進
- 3-3. 若い世代の食育の推進
- 3-4. 企業における食育の推進
- 3-5. 歯科保健活動における食育の推進
- 3-6. 災害時に備えた食育の推進

4 生産者と消費者との交流、環境と調和のとれた農業の活性化



- 4-1. 豊かな体験活動・生産者と消費者との交流を通じた食育の推進
- 4-2. 地産地消の推進
- 4-3. 食品ロスの削減の推進

5 食文化の継承のための活動



- 5-1. 伝統的な食文化との接点の拡大
- 5-2. 学校・保育所等や地域の行事などによる伝承活動

6 食品の安全性、栄養・食生活に関する調査、研究、情報提供



- 6-1. 消費者の食の選択を支援する食品安全や食品表示等の情報発信の強化
- 6-2. リスクコミュニケーションの推進
- 6-3. 実態調査の実施と活用

7 食育推進運動の展開と社会環境づくり



- 7-1. 食育推進運動の展開における連携・協力体制の確立
- 7-2. 市町村と一体となった食育推進運動の展開
- 7-3. 優良取組事例の発信
- 7-4. 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進